4 部活動計画

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 一人一人に目標をもたせ、自己の目標達成のための活動を通して充実感や感動体験を得る。
- (3) 自主的・自発的な活動を促し、部活動を通してマナーや礼法を身に付ける。
- (4) 施設や用具を大切にし、整理・整頓を心掛ける習慣を身に付ける。

2. 基本方針

- (1) 希望入部制とする。
- (2) 転・退部する場合は、保護者、学級担任、部の顧問の同意を必要とする。 (転退部届用紙は、部活動主任が保管する。)
- (3) 生徒理解・生徒指導の重要な場ととらえ、全職員協力して活動にあたる。
- (4) 保護者との連携を密にし、活動への理解と協力が得られるように努める。
- (5) 各種の社会体育や文化団体との連携を図り、適切な現場指導で活性化を図る。

3. 本年度の部活動

- (1)活動内容
 - 平日は、下表の部活動終了時刻と完全退校時刻とする。
 - ・活動中は必ず顧問または部活動指導員が現場指導をする。顧問や部活動指導員が 都合の悪い場合は、他の教師に依頼する。担当できる指導者がいない場合は活動しない。
 - ・部活動終了時間は以下の通りとする。ただし活動終了時間は目安であり、完全退校時間 を守らせる。

期	間	完全退校時間
4月~新人戦		18:00
新人戦~年度末		17:10

- ・休日の部活動の際には、必ず顧問が活動場所で現場指導する。
- (2)活動時間及び日数について
 - ①活動時間 学期中 平日2時間程度 週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く) 長期休業中 平日・週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
 - ②休養日 週当たり2日以上の休養日(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とし、年間で100日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。(別紙「部活動年間活動計画(休養日設定確認表)」による。)平日は水曜日を全校での部活動休養日とする。

③その他

- ・朝練習については、原則禁止とする。ただし、大会前等でやむを得ず行う場合は、1 日の活動時間に含める。
- ・地区大会等上位につながる大会前に限り、校長の許可及び保護者の承諾を得て、放課 後の1時間程度の延長練習を認める。
- ・定期テストの5日前より放課後の活動を停止する。ただし、地区大会等上位につながる 大会が定期テスト前後に実施される場合は、校長の許可及び保護者の承諾を得て、朝ま たは放課後の1時間程度の調整練習を認める。
- ・学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・練習試合や大会等で週休日に活動が続いたり、活動時間が3時間以上になったりした場合、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。
- ・社会体育等で引き続き活動する場合は、部活動を完全に終了してから社会体育に移行する。その場合、社会体育団体、保護者等と連携し、活動責任の所在を明確にして変更する。スポーツ保険等の加入と生徒の送迎等、活動主催者(団体)と連絡を密にし、事故のないようにする。

4. 対外試合について

- 各種大会や練習試合等を実施する場合は、参加計画書を教務室後方の掲示板に掲示する。
- 交通費については、次のとおりとする。

ア 中体連の大会は、全額支給する。(市・生徒活動助成費より)

・各種大会に参加する場合、参加費は各部ごと定められた金額を支給する(後援会より) ※移動は公共交通機関や借り上げバス等、より安全なものとする。

(保護者引率を依頼したり、参加者で負担したりする可能性あり)

5. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に 徹する。

(2) 部活動指導員等との連携について

部活動顧問は、部活動指導員や外部指導者(旧スポーツエキスパート、地域ボランティア 等)と部活動の位置付けや教育的意義、指導方針や練習メニューなどについて話し合い、 共通理解をした上で指導を行う。

(3) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、 顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、 保護者に示す。

6. 校舎管理

- ・生徒は体育館、ピロティ、グラウンド、校外の施設を使用する部は荷物をもって活動場 所に移動し、以後活動場所以外の教室へ入らない。
- 活動した部の顧問は、活動場所を確実に施錠する。

7. その他

- ・校外の施設(市体等)を利用する場合は、各顧問が申請する。
- ・長期休業中の活動については、長期休業中の実施計画による。
- ・部の廃部については、次の申合せ事項による。
 - 1 連続する2学年を合わせて、団体戦やチームの人数が確保できない部は、募集を停止する。
 - 2 社会的状況から社会体育に移行したほうがよいと判断できる部は、募集を停止する。
 - 3 練習施設等の状況から日常の練習に困難と判断される部は、募集を停止する。
 - * ただし、停止する際には生徒の適・不適に関わり、文化系と体育系、団体種目 と個人種目のバランスを考慮する。

8. 設置部活

···				
		[男女共通]	・陸上競技・野球・卓球	
	運動部	[男子のみ]	・バスケットボール	
		[女子のみ]	・バレーボール	
	文化部	[男女共通]	・吹奏楽・総合文化	